

東日本大震災復興関連事業チェックシート										(農林水産省)																															
事業名		水産関係資金無利子化事業			担当部局庁		水産庁		作成責任者																																
事業開始・終了(予定) 年度		平成23年度～			担当課室		漁政部水産経営課		水産経営課長 大角 亨																																
会計区分		一般会計			施策名		⑯漁業経営の安定																																		
根拠法令		—			関係する計画、通知等		東日本大震災からの復興基本方針																																		
事業の目的		東日本大震災により、漁船等の漁業生産の基盤や、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じている。このため、被災漁業者や漁協等を対象とした災害復旧・復興に必要な資金の円滑な融通を図る。																																							
事業概要		被災漁業者等を対象として、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化する。(補助率:定額)																																							
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他																																							
23年度予算額 (単位:百万円)		当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計																															
		—		385		—		140		525																															
成果目標 (アウトカム)		成果指標		単位		目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み		活動指標		単位		23年度活動見込																											
						23年度	(27年度)																																		
		漁業者等の復旧・復興に必要な融資資金1,422億円の融通の円滑化		億円		601 1422				融資件数		件		(4,676) 1,602																											
単位当たりコスト		327,715 (円/件)				算出根拠		執行額(23年度)÷(融資残高件数)																																	
事業所管部局による点検																																									
項 目							内 容																																		
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。							整合性がとれている関連箇所 ・「復興への提言」18頁①中小企業2パラ目、21頁③沿岸漁業・地域1パラ目 ・「東日本大震災からの復興の基本方針」18頁⑤水産業(i)、(iii)20頁⑧二重債務問題(i)																																		
							被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。							被災県からも要望があり、ニーズ・優先度が高い ・ 農林漁業者向け制度融資への財政的支援の充実及び二重ローン対策、無利子・無担保の融資制度の創設(宮城県) ・ 既借入金の負担軽減のための「借換資金制度(長期償還、無利子)」を創設すること(福島県) ・ 日本政策金融公庫の災害復旧関連資金の貸し付け条件の緩和(福島県町村会)																											
														効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。							公庫資金及び漁業近代化資金等の実質無利子化による償還負担を軽減することは、融資手法を活用して、漁業者等の経営再建への取組を進めるものであり、経営を安定させていくために効果的な手法である。																				
																					費用対効果や効率性の検証が行われたか。							本事業を行うことにより、1億円あたり113.4億円の被災漁業者等の公庫資金及び漁業近代化資金等の実質無利子化を実現。 (601億円/5.3億円)													
																												国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。							利子助成を行う各制度資金の公庫、県、漁協系統の役割分担は明確となっており、関係機関の連携の下、本事業は実施される。						
																																			他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。							第1次補正において措置された事業の拡充であり、事業の迅速な着手が可能である。また、毎月の承認実績について報告を求めることとしており、執行の透明性、進行管理を適切に行うことができる。																																		